

総務財政委員会 令和5年7月14日
総務部 資料2番
所管 人権・男女平等推進課

大田区立男女平等推進センターの指定管理者の選定について

1 指定管理者の選定について

大田区立男女平等推進センターは、現在、特定非営利活動法人男女共同参画おおたが管理業務を行っている。

令和6年3月31日をもって指定期間満了となるため、大田区立男女平等推進センター条例第12条に基づき、指定管理者を選定する。

2 指定期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

3 選定方法及び手続き

- (1) 公募型プロポーザル
- (2) 選定委員会を設置し審査する。

4 主な手続き日程（予定）

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 募集要項の発表 | 7月中旬 |
| (2) 応募受付 | 8月中旬～下旬 |
| (3) 選定委員会の開催 | 9月下旬～10月上旬 |
| (4) 指定管理者の指定（議案上程） | 12月（第4回定例会） |